

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年6月20日提出
【発行者名】	三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荻原 亘
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
【事務連絡者氏名】	小林 雅子
【電話番号】	03-6205-0911
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	富岡製糸場・絹産業遺産群保護活動応援ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	１兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年4月3日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、2025年5月16日実施の書面決議において信託を終了（繰上償還）することが可決されたことに伴う訂正、その他訂正すべき事項があるため、本訂正届出書により訂正を行うものです。

2【訂正の内容】

<訂正前> および<訂正後> に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後> に記載している内容は原届出書が更新されます。

第一部【証券情報】

（７）【申込期間】

<訂正前>

2025年4月4日から2025年10月1日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

ただし、2025年5月16日実施の書面決議において、繰上償還が成立した場合、取得の申込みは2025年6月20日までとなります。

（繰上償還手続きの実施について）

当ファンドは信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が30億口を下回る」状態が継続していることから、運用の基本方針に従った運用を続けることが困難となっています。

そのため、信託期間中ではありますが運用を終了させ、お預かりした資産をお返しすることが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、信託約款の規定に従い繰上償還する予定です。

この繰上償還は、2025年4月7日現在の受益者による書面決議を経て決定されます。

2025年5月16日実施の書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決された場合、2025年6月24日をもって繰上償還を行います。

なお、2025年4月4日以降に、当ファンドの取得申込みをされることにより取得された受益権については、議決権はありません。

当ファンドの取得申込みの際には、上記の繰上償還手続きの内容をご理解のうえ、お申込みください。

<訂正後>

2025年4月4日から2025年6月20日まで

当ファンドは、2025年6月24日をもって信託を終了（繰上償還）いたします。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（２）【ファンドの沿革】

< 更新後 >

2014年 7 月14日	信託契約締結、設定、運用開始
2019年 4 月 1 日	ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社へ承継
2025年 6 月24日	信託の終了（予定）

第２【管理及び運営】

３【資産管理等の概要】

（３）【信託期間】

< 更新後 >

2014年7月14日から2025年6月24日までです。

当ファンドの信託期間は無期限でしたが、繰上償還することとなったため、2025年6月24日までとなりました。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

<更新後>

イ 資本金の額および株式数

	2025年4月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近５年間ににおける資本金の額の増減 該当ありません。

八 会社の機構

委託会社の取締役は８名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

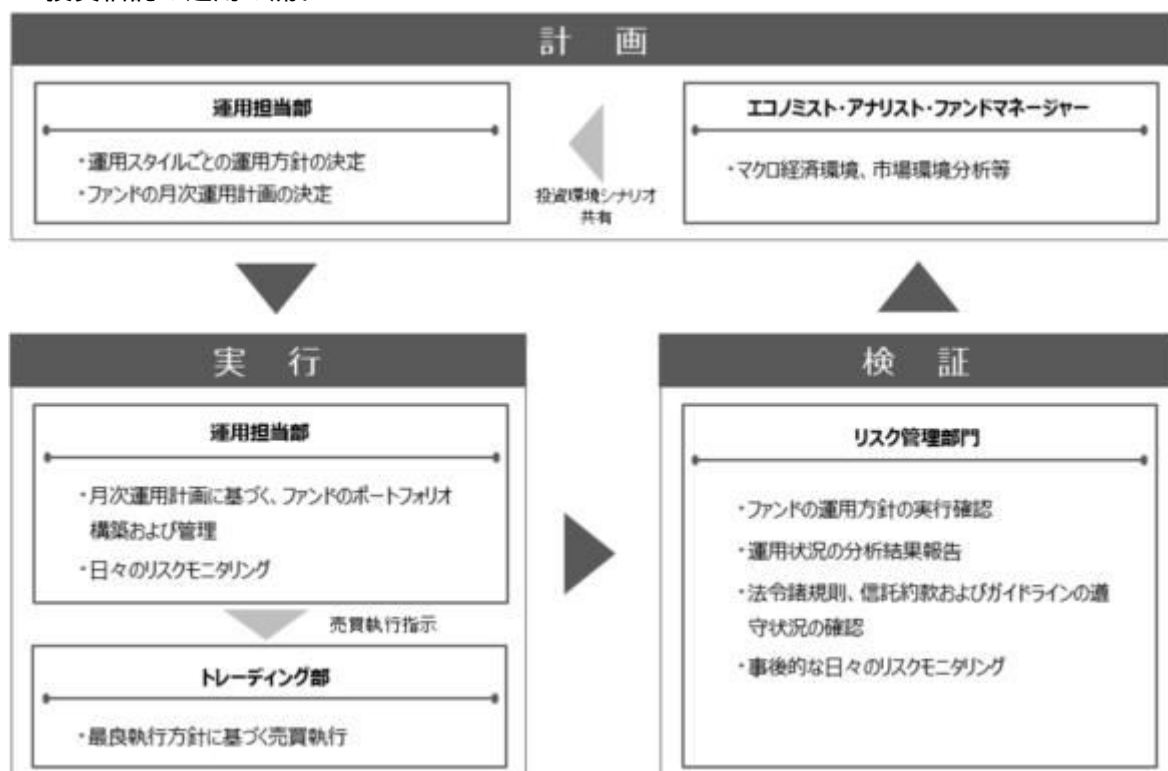
取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を１名選定し、必要に応じて取締役会長１名を選定することができます。

二 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2025年4月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	656	12,782,536
単位型株式投資信託	75	589,842
追加型公社債投資信託	1	22,397
単位型公社債投資信託	129	189,298
合 計	861	13,584,075